

資料

令和6年第4回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 5 8 号	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案	1
議案第 5 9 号	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正案	3

議案第 58 号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		(略)			(略)
(略)			(略)		
1 4 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	1 4 市長	児童手当法による児童手当又は <u>特例給付</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		

議案第 59 号

藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。</p>	<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。</p>

改正後		改正前	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

